

鹿追町のみなさまへ

休業・無給、減給などによる今後の生活への不安や生活資金不足、事業継続・雇用関係・納税や保険料の納付などでお困りのみなさまへの各種支援をご紹介します。

新型コロナウイルス感染症支援対策まとめ

協力金・給付金・助成金

融資・貸付

猶予

ご相談窓口

鹿追町新型コロナウイルス対策本部事務局
鹿追町役場 総務課 ☎ 0156-66-2311



町内事業者のみなさまへ

【支援の名称】

【支援の概要】

【お問合せ先】

支援金・給付金・助成金	北海道からの要請で休業	休業協力・感染リスク低減支援金	道からの要請で遅くとも 4月25日～5月15日 までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主に対して支援金を支給します。 法人：30万円、個人事業主：20万円、19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：10万円	北海道休業要請専用ダイヤル ☎ 011-206-0104 ☎ 011-206-0216
		鹿追町中小企業等休業協力感染リスク低減支援金	緊急事態宣言措置に伴う北海道の休業要請を受けて、休業等に取り組んだ事業者に対し、鹿追町が独自に支援金に上乗せし、 一律10万円 を支給します。	役場 商工観光課 ☎ 0156-66-4034
		経営持続化臨時特別給付金A	国の提唱する「新しい生活様式」の実践と、道からの要請で 5月19日～31日 までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮した事業者に対して支援金を支給します。 1事業者：10万円	休業要請専用ダイヤル ☎ 011-206-0104 ☎ 011-206-0216
	売上が前年比減少した	経営持続化臨時特別給付金B	国の提唱する「新しい生活様式」を実践するとともに、 休業要請の対象外 だが長期間の外出自粛や自主的な休業により、月の売上が前年から半減以下になった事業者の方に 5万円 を支給します。	役場 商工観光課 ☎ 0156-66-4034
		鹿追町中小企業等持続化支援金	売上が前年同期比で10%以上減少した事業者に対して、 減少率に応じて最大50万円 （減少額が1,000万円を超える場合は 100万円 ）の支援金を支給します。	
		持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。 法人：上限200万円、個人事業主：上限100万円	
	事業資金を借りたい	鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給事業	中小企業者が3月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により、事業資金を金融機関から借り入れた際、生じる利子および保証金を 全額 補給します。	役場 商工観光課 ☎ 0156-66-4034
	賃金が払えない	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等を一部助成します。 助成率：中小企業4/5（要件を満たす場合は最大10/10）、大企業2/3	ハローワーク帯広 ☎ 0155-23-8296 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
	感染拡大防止に取り組みたい	宿泊事業者に対する支援	感染予防に向けた衛生関連機器等の導入を支援します。 1施設あたり上限200万円、補助率3/4以内	北海道庁観光局 ☎ 011-204-5303
	子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇（年次有給休暇でない有給休暇）を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 1日あたり上限8,330円	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
子の世話で個人事業などが休業	小学校休業等対応支援金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業をした個人事業主またはフリーランスに対し助成金を支給します。 1日あたり4,100円（定額）		
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	道の融資制度（中小企業総合振興資金）	【無利子融資】 中小企業者の皆様の経営安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応資金※」等を創設しました。※融資金額 最大6,000万円以内 。据置 最大5年間 、一定の要件を満たし対して、場合に 3年間の実質無利子及び保証料の減免	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346
		日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫帯広支店 ☎ 0155-24-3525
		商工中金の危機対応融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金帯広支店 ☎ 0155-23-3185

※「猶予」は裏面「町民のみなさまへ」と同様です。

町民のみなさまへ

【支援の名称】

【支援の概要】

【お問合せ先】

給付金等

すべてのみなさまに
子育て世帯
業務や通勤などで発症した
感染・感染の疑いで無給や減給になった
収入減で家賃が払えない
収入減で学費が払えない

特別定額給付金
子育て世帯への臨時特別給付金
労災保険の休業補償
国民健康保険の傷病手当の支給
住居確保給付金の支給対象範囲拡大
高等教育就学支援新制度
高校生等奨学給付金(道立高校・私立高校)

住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人当たり 10万円 を給付します。
児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 児童一人当たり1万円 を支給します。
業務または通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 平均賃金の80% を補償します。
新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。
休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 対象:離職廃業後2年以内/給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人
予期できない理由により家計が急変し、世帯(父母等)の収入が減った場合、授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。
家計急変世帯に対して、授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。

役場総務課 特別定額給付金担当 ☎ 0156-66-2311
役場福祉課 福祉町民相談係 ☎ 0156-66-1311
帯広労働基準監督署 ☎ 0155-21-8100
役場福祉課 国保医療係 ☎ 0156-66-1311
とかち生活あんしんセンター ☎ 0155-66-7112
(独)日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
道立:教育庁高等教育課 ☎ 011-204-5760 私立:北海道庁学事課 ☎ 011-204-5066

貸付

休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付

緊急小口資金 主に休業された方等向け
総合支援資金(生活支援費)

最大20万円の貸付 据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内
単身世帯 月15万円以内、複数世帯 月20万円以内 据置期間:貸付日から1年以内 返済期間 据置期間経過後10年以内

鹿追町社会福祉協議会 ☎ 0156-69-7700 個人向け緊急小口資金・ 総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999

猶予

納税が今は厳しい
公共料金の支払いが今は厳しい
国民年金保険料が払えない

国税・道税・町税の納税等の猶予
公営住宅使用料、 上下水道料金等の支払い猶予
国民年金保険料 免除・納付の猶予

国税・道税・町税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。 【国税 ~ 所得税・法人税・消費税など】 【道税 ~ 自動車税、不動産取得税など】 【町税 ~ 住民税、固定資産税、国民健康保険税など】
公共料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられることがあります。 ※相談が複数窓口(右記)になる場合は、いずれか一つの窓口にお申しつけ下さい。 窓口間の調整をいたします。
新型コロナウイルス感染症の影響で失業・売上が減少したことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、免除基準相当に該当する方は、本人申告の所得見込額を用いた簡易な申請手続で、保険料の免除や猶予が受けられます。

国税:帯広税務署徴収部門 ☎ 0155-24-2164 道税:十勝総合振興局納税課 ☎ 0155-27-8533 町税:役場町民課 納税係 ☎ 0156-66-4031
【公営住宅・上下水道関係】 役場建設水道課 ☎ 0156-66-4033 【教育関係】教育委員会学校教育課 ☎ 0156-66-2646 【こども園・保育所関係】 役場子育てスマイル課 ☎ 0156-66-2754 【介護保険・後期高齢者関係】 役場福祉課 介護保険係 ☎ 0156-66-1311
役場町民課 戸籍年金窓口係 ☎ 0156-66-4031

ご相談窓口

心配な症状のとき(すぐにご相談ください)
○息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかが出たら ○高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患、人工透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤使用、妊婦の方が比較的軽い風邪症状が出たら ○上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いたら
帰国者・接触者相談センター(帯広保健所) ☎ 0155-26-9084 平日 8:45-17:30 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ☎ 011-204-5020 24時間対応 厚生労働省電話相談窓口 ☎ 0120-565-653 土日含 9:00-21:00

健康や感染症予防に関して
鹿追町トリムセンター(役場福祉課) ☎ 0156-66-1311 平日 8:30-17:15

労働問題全般に関して(事業主・労働者)
北海道労働局雇用環境・均等部指導課 ☎ 011-707-2700 平日 9:00-17:00

不審な電話・勧誘に関して
役場商工観光課 ☎ 0156-66-4034 平日 8:30-17:15

配偶者などからの暴力に関して
内閣府DV相談プラス ☎ 0120-27-9889 24時間受付

鹿追町内で仕事を探している
鹿追町無料職業紹介所(役場企画財政課) ☎ 0156-66-4032 平日 8:30-17:15

事業者への支援全般について
役場商工観光課 ☎ 0156-66-4034 平日 8:30-17:15

どこに相談してよいかわからない
鹿追町新型コロナウイルス対策本部 事務局(役場総務課) ☎ 0156-66-2311 平日 8:30-17:15